

生衛ふくしま

2020.7
VOL.154

●発行／(公財)福島県生活衛生営業指導センター 福島市三河南町1-20 コラッセふくしま7階 ☎024-525-4085 FAX 024-525-4086



JR福島駅東口～古閑裕而の像～

古閑裕而の像

〈154号の内容〉

- 理事会・評議員会が開催される
- 福島県食品生活衛生課からのお知らせ
・テイクアウトを始める事業者の方へ
～食中毒防止チェックリスト～
- 生活衛生営業業者の方々への
新型コロナウイルス感染症対策支援情報
- 日本政策金融公庫融資のご案内
～新型コロナウイルス感染症の影響を受けている生衛業の皆様～
・「特別利子補給制度」による実質的な無利子化
・既往債務の借換も可能です!!
- 「受動喫煙防止対策」はじまっています!
・「喫煙可能室設置施設届出書」の提出について
・受動喫煙防止対策助成金について

令和2年6月24日(水)、第17回評議員会が開催され、平成31年度事業実施報告及び収支決算報告の承認が行われました。

第17回評議員会を開催

令和2年6月10日(水)、コラッセふくしまにおいて、(公財)福島県生活衛生営業指導センターの第22回理事会が開催されました。会議では平成31年度の事業実施報告及び収支決算等についての審議が行われ、提案議案はすべて満場一致で承認されました。

冒頭、菅野豊理事長は、「今年一月に国内初の感染者が確認された新型コロナウイルスによる感染症は瞬く間に全国に広がり、行政庁から営業自粛や営業時間の制限などの要請が出されるなどとしたために、本県の生衛業界においても極めて大きな影響が生じておりますが、緊急事態宣言が解除されたことを受け、今後、官民が一体となって一日も早い経済復興に取り組んでいく必要があります。当指導センターに課せられた役割は大きく社会的責務の実現のために、ご協力をお願いしたい。」と挨拶されました。

令和2年6月10日(水)、コラッセふくしまにおいて、(公財)福島県生活衛生営業指導センターの第22回理事会が開催されました。会議では平成31年度の事業実施報告及び収支決算等についての審議が行われ、提案議案はすべて満場一致で承認されました。

第22回理事会の開催

（平成31年度事業決算報告等について）

指導センター理事会開催される



生活衛生関係営業業者の皆様へ

福島県生活衛生営業指導センターでは、行政や様々な専門機関と連携し、生活衛生関係営業業者からのご相談に対応できるよう個別相談窓口や地区相談会、訪問経営指導等を開催しています。

また、当センターのホームページでは、「新型コロナウイルス関連情報」や「福島県の新型コロナウイルス感染症対策に関するガイドライン情報」を提供しています。



新型コロナを想定した「新しい生活様式」

「衛生・融資・助成金・その他経営」に関するご相談はありませんか？
同業種グループでの質疑応答形式の地区相談会も実施しています。
まずは、お電話でご相談ください

公益財団法人
福島県生活衛生営業指導センター
〒960-8053
福島市三河南町1-20 コラッセふくしま7階
平日9時～17時
(祝日・年末年始・講習会日除く)
☎024-525-4085
<http://www.seiei.or.jp/fukushima/>

福島県食品生活衛生課からのお知らせ

テイクアウト（飲食物の持ち帰り）を始めるなど 営業形態の変更を行う飲食店事業者の方へ

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、飲食店における持ち帰りサービスの需要が高まっています。通常飲食店で提供しているメニューを客の注文に応じて調理し、持ち帰り可能な容器に入れて提供する営業形態をテイクアウトと呼び、弁当を調製販売する場合に準じた衛生管理が望まれます。

テイクアウトでは、通常の客席で喫食する場合とは異なり、調理してから喫食までの時間が長くなるため、気温の高い時期は特に食中毒のリスクが高まります。そのため、調理から提供までの時短の工夫や、消費者へ早めの喫食をうながすことが重要です。

テイクアウトを行う飲食店事業者のみなさまは、普段から行っているこまめな手洗いや調理従事者の健康管理などの衛生管理に加え、次のチェックリストの項目に注意して調理を行ってみてください。



食中毒防止チェックリスト

～衛生管理を徹底し、食中毒に注意！！～

✓ テイクアウトに適したメニュー、容器ですか？

- 鮮魚介類などの非加熱食品の提供は避けましょう。
- 水分を切る、よく煮詰める、浅い容器に小分けにするなど傷みにくい工夫をしましょう。

✓ お店の規模や調理能力に見合った提供数になっていますか？

- 調理終了から受け渡しまでの時間を短くするための工夫を。
- 盛付は清潔な場所で行いましょう。



✓ 加熱が必要な食品は中心部まで十分に加熱していますか？

- 半熟やいわゆるレアな状態（加熱不十分）の食品の提供は控えましょう。



✓ 食中毒細菌が増殖しやすい温度帯（20℃～50℃）を避けていますか？

- 調理した食品は保冷剤、クーラーボックス、冷蔵庫などを活用して速やかに10℃以下まで冷ますが、温蔵庫などに65℃以上で保管しましょう。



✓ 速やかに食べるよう、お客さんにお知らせしていますか？

- 購入した食品は速やかに食べるよう、口頭または容器にシールを貼るなどしてお客さんに伝えましょう。

テイクアウトに関するQ&A

Q 客席を盛付・放冷する場所として使用できますか？

A 客席は調理を行う目的で設けられた構造設備ではありません。必ず調理場内に専用の場所を設け、行うようにしてください。

Q 食品を容器包装に詰めて販売する場合、食品表示は必要ですか？

A 包装食品については原則食品表示が必要ですが、注文後詰めて客へ直接販売する食品については、表示が省略できる場合があります。なお、表示が省略場合でも、できる限り食品に含まれるアレルギーや消費期間（時間まで）などの健康被害に結びつくおそれのある情報は表示を行いましょう。

Q 届出や申請は必要ですか？

A あらかじめ大量に調理する場合や、別の施設で販売する等、提供内容や方法によっては保健所への届け出や新たな営業許可の取得、手続きが必要な場合があります。管轄の保健所に問い合わせてください。

各保健所相談窓口

| | |
|--------------|------------------|
| 福島市保健所 | TEL 024-597-6358 |
| 郡山市保健所 | TEL 024-924-2157 |
| いわき市保健所 | TEL 0246-27-8593 |
| 県北保健所食品衛生チーム | TEL 024-534-4305 |
| 県中保健所食品衛生チーム | TEL 0248-75-7821 |
| 県南保健所食品衛生チーム | TEL 0248-22-5487 |
| 会津保健所食品衛生チーム | TEL 0242-29-5516 |
| 南会津保健所衛生推進課 | TEL 0241-63-0308 |
| 相双保健所食品衛生チーム | TEL 0244-26-1358 |

生活衛生営業者の方々への新型コロナウイルス感染症対策支援情報

家賃支援給付金

| | | |
|----------|--|--|
| ◆給付対象者 | 中小・小規模事業者、個人事業主のテナント事業者のうち、以下のいずれかに該当する方 ① 5～12月において、いずれか1か月の売上が前年同月比で50%以上減少 ② 5～12月の間で連続する3ヶ月の売上が前年同期比で30%以上減少 | 家賃支援給付金 コールセンター 0120-653-930  借地(駐車場の) 賃料も対象 |
| ◆給付額・給付率 | 申請時の直近の支払賃料(月額)に基づいて算出される給付額(月額)を基に6か月分の給付額に相当する額を支給 法人75万円・個人事業主37.5万円までは2/3相当額 超過部分は、法人225万円・個人事業主112.5万円までは1/3相当額 法人は最大 600万円 、個人事業主は最大 300万円 が支給されます | |

持続化給付金

| | | |
|--------|---|---|
| ◆給付対象者 | 新型コロナウイルス感染症の影響により、ひと月の売上が前年同月比で50%以上減少している事業者 | 申請は… 令和3年1月15日まで ○オンライン申請 ○持続化給付金申請サ ポート会場 |
| ◆給付額 | 【対象月】2020年1月から12月までの間で、事業者が選択した月 前年の総売上(事業収入) - (前年同月比▲50%の売上×12か月) 法人は最大200万円、個人事業主は最大100万円 | |

雇用調整助成金の特例措置

| | | |
|--------------|--|--|
| ◆給付対象者 | 新型コロナウイルス感染症の影響を受ける企業・個人事業主(全事業主) 最近1か月間の売上が前年同月比で5%以上減少 | ハローワーク 雇用調整助成金 等事務センター TEL 024-529-5681 コールセンター TEL 0120-60-3999 9時～21時 土日・祝日含む |
| ◆対象労働者 | ●雇用保険被保険者 ●雇用保険被保険者とならない従業員(週20時間未満のパート、アルバイト等)も可能(緊急雇用安定助成金) ③雇用保険被保険者となる従業員を雇用しているにも関わらず未適用である場合は、適用手続きを済ませてから助成の対象となる。 | |
| ◆特例措置のさらなる拡大 | ●緊急対応期間『令和2年4月1日から同年9月30日まで』 ●企業規模を問わず助成額の上限を対象労働者1人1日当たり15,000円に引き上げ ●解雇等を行わない中小企業の助成率を10/10に引き上げ ●休業等計画届の提出が不要(令和2年5月19日より) ●既に助成金の申請や支給決定がなされている事業主の方は4月1日に遡って適用 労働局・ハローワークで追加支給分(差額)を計算し支給する(再度の申請手続きは不要) | |

持続化補助(コロナ特別対応型) ※持続化給付金とは違います

| | | |
|-----------------------------------|---|---|
| ◆給付対象者 | 新型コロナウイルス感染症の影響を乗り越えるために販路開拓等の取組を行う小規模事業者等 | 全国商工会連合会 TEL 03-6670-3960 日本商工会議所 TEL 03-6447-5485 公募スケジュール(申請締切)にご注意ください ④応募方法や要件等 A類型: サプライチェーンの毀損への対応 B類型: 非対面型ビジネスモデルへの転換 C類型: テレワーク環境の整備 |
| ◆補助額・補助率 | 【通常枠】 補助上限50万円 補助率2/3 【特別枠】 補助上限100万円 補助率 A類型2/3、B・C類型3/4 【事業再開枠(通常枠・特別枠の上乗せ)】 補助上限50万円 補助率10/10 【追加対策枠(通常枠・特別枠・事業再開枠の上乗せ)】 補助上限50万円 補助率は条件による | |
| ◆事業再開枠の対象業種別ガイドライン等に基づく右記の感染防止対策費 | ●消毒、マスク、清掃 ●飛沫防止対策(アクリル板・透明ビニールシート等) ●換気設備 ●その他衛生管理(クリーニング、使い捨てアメニティ用品、体温計・サーモカメラ・キーレスシステム等) ●掲示・アナウンス(従業員又は顧客に感染防止を呼び掛けるもの) | |
| ◆想定される活用例 | ●新型コロナウイルスの感染拡大の影響を受ける中でも、営業を継続するため、店内飲食のみであった洋食屋が、出前注文を受け付けるためのwebサイトを作成し来店しない顧客への販売を開始。 ●旅館が、自動受付機を導入し、非対面型のサービスを提供する | |

固定資産税等の猶予・軽減

| | | |
|-----------|--|--|
| ◆納税猶予の要件 | 2020年2月～納付期限までの任意の1ヶ月以上の収入が 前年同期比概ね20%以上減少した方 |  固定資産税等の 軽減相談窓口 TEL 0570-077322 |
| ◆軽減・免除の要件 | 2020年2月～10月までの任意連続する3ヶ月の事業収入が 対前年減少率50%以上減少した方: ゼロ 30%以上50%未満の減少した方: 1/2 | |

新型コロナウイルス感染症で資金繰りにご不安を感じている生活衛生関係事業者の皆様へ
日本政策金融公庫の融資制度のご案内



売上が10%以上減少の
旅館業、飲食業、喫茶店
生活衛生同業組合の組合員

売上が5%以上減少の
生活衛生同業組合の組合員

売上が5%以上減少の
小規模事業者のみ

| | 衛生環境激変対策特別貸付 | 生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付 | 生活衛生改善貸付 (新型コロナウイルス感染症関連) |
|-------|--------------------------------------|--|-------------------------------------|
| 融資限度額 | 旅館業(別枠) 3,000万円 飲食・喫茶(別枠) 1,000万円 | (別枠)8,000万円 | (別枠)1,000万円 |
| 融資期間 | 7年以内(うち据置期間2年以内) | 15年以内(うち据置期間5年以内) | 7年以内(うち据置期間3年以内) |
| 利率(年) | 基準金利▲0.9%引下げ | 当初3年間基準金利▲0.9%引下げ 4,000万円限度 4年目以降 基準金利 | 当初3年間経営改善利率▲0.9%引下げ 4年目以降 経営改善利率 |

既往債務も借換可能で実質無利子化の対象です!



特別利子補給制度(実質無利子)
借入後当初3年間 補給対象上限4,000万円(合計で)

「受動喫煙防止対策」はじまっています!! 「改正健康増進法」全面施行(2020年4月1日より)

既存特定飲食提供施設(※1特定飲食提供施設)にのみ設置が認められる喫煙可能室を設置した場合は、「喫煙可能室設置施設届出書」を提出してください。また、すでに届出している事項に変更があった場合や、喫煙可能室を廃止した場合にも届出を提出する必要があります。

① 原則 屋内禁煙!!

| 施設 | 原則 | 喫煙可能室 |
|------------|---------|--|
| 病院・学校・行政機関 | 敷地内禁煙 | ただし必要な措置が取られた場所に限り、敷地内に喫煙場所を設けることができる。 |
| 飲食店 | 原則 屋内禁煙 | ただし国の基準を満たした各種喫煙室を屋内に設置できる。また条件を満たす小規模飲食店は経過措置期間中に限り、喫煙可能室設置の選択ができる。 |
| 上記以外の全ての施設 | | ただし国の基準を満たした各種喫煙室を屋内に設置できる。 |

② 20歳未満の方は喫煙エリアへ立入禁止!
(20歳未満の従業員も入ることができません)

③ 屋内において喫煙できるようにするには、国の基準を満たした各種喫煙室(※2)の設置が必要。

④ 義務違反者には罰則(過料)が課せられることもあります。



喫煙室(※2)は4種類

| | |
|------------|---|
| 喫煙専用室 | 喫煙以外の目的で使用することはできません。施設内の全部を喫煙専用室とすることは不可【病院・学校・行政機関等第一種施設以外可】 |
| 指定たばこ専用喫煙室 | 飲食等、喫煙以外のことも可(加熱式たばこ以外は不可)施設内の全部を指定たばこ専用喫煙室とすることは不可【病院・学校・行政機関等第一種施設以外可】 |
| 喫煙可能室 | 店内の全部または一部で喫煙・飲食可【既存の経営規模の小さな飲食店のみ】(※1) 1. 2020年4月1日に営業している店舗 2. 客席面積100平方メートル以下 3. 資本金5,000万円以下 ④ 「喫煙可能室設置施設届出書」の提出が必要 |
| 喫煙目的室 | 店内の全部または一部で喫煙・飲食可【喫煙を目的とするバー、スナック等】 |

受動喫煙対策に関する相談及び届出書の提出は下記の管轄保健所へお願いします

| 保健所名 | 連絡先 | 電話 |
|---------|-------------------------|--------------|
| 福島市保健所 | 福島市森合町10番1号 | 024-573-4384 |
| 郡山市保健所 | 郡山市朝日二丁目15番1号 | 024-924-2900 |
| いわき市保健所 | いわき市内郷高坂町四方木田191 | 0246-27-8594 |
| 東北保健所 | 福島市御山町8番30号 | 024-534-4161 |
| 県中保健所 | 須賀川市旭町153番地1 | 0248-75-7814 |
| 県南保健所 | 白河市郭内127番地 | 0248-22-5443 |
| 会津保健所 | 会津若松市追手町7番40号 | 0242-29-5508 |
| 南会津保健所 | 南会津郡南会津町田島字天道沢甲2542番地の2 | 0241-63-0303 |
| 相双保健所 | 南相馬市原町区錦町一丁目30番地 | 0244-26-1138 |

「受動喫煙防止対策助成金」

令和2年度の申請受付を開始しています

助成上限額100万円(助成率1/2 飲食店経営者2/3)

※労働者数、資本金、施設の面積等条件があります

お問合せ窓口

労働者災害補償保険の適用事業主の方
従業員がいない方(いわゆる一人親方)

福島労働局024-536-4603

福島県生活衛生営業指導センター